

サービスについて



介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。
必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 「利用者負担（1割）のめやす」は実際にサービスにかかる費用の1割の額です。なお、利用者負担の割合は所得などにより2割または3割となる場合があります。サービスによっては食費や居住費など、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容による加算などがあります。※利用者負担の割合については、P10を参照してください。
- 訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、短期入所生活介護（介護予防含む）は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」の対象になります。

令和6年4月から サービス費用のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導は令和6年6月から変わります。

●…在宅サービス P14～19 ◆…施設サービス P20～22 ★…地域密着型サービス P23～25

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

家族の介護の手を休めたいときなどは？

夜間に介護をしてほしいときは？

老人ホームなどでサービスを受けたいときは？

こんなサービスがあります！

- 訪問介護／訪問型サービス P14
- 訪問入浴介護 P14
- ★夜間対応型訪問介護 P25

- 訪問リハビリテーション P15
- 訪問看護 P15
- 居宅療養管理指導 P15

- 訪問入浴介護 P14

- 通所介護／通所型サービス P16
- 通所リハビリテーション P16
- ★地域密着型通所介護 P23
- ★認知症対応型通所介護 P23

- 通所介護／通所型サービス P16
- 通所リハビリテーション P16
- 短期入所生活介護 P17
- 短期入所療養介護 P17
- ★認知症対応型通所介護 P23
- ★地域密着型通所介護 P23

- ★夜間対応型訪問介護 P25
- ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P25

- 特定施設入居者生活介護 P17
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P25

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 P18
- 特定福祉用具販売 P18
- 住宅改修費支給 P19

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- ◆介護老人福祉施設 P20
- ◆介護老人保健施設 P20
- ◆介護医療院 P21
- ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 P24

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★小規模多機能型居宅介護 P24
- ★看護小規模多機能型居宅介護 P24

認知症に対応したサービスを受けたいときは？

- ★認知症対応型共同生活介護 P23
- ★認知症対応型通所介護 P23

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。あなたの生活の目標達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「ケアマネジャーさんにすべてお任せする」のではなく、目標やどんな生活が行いたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているかケアマネジャーが評価します。サービス利用途中でも、「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



介護サービス事業者を探すために

介護サービス事業者については、ケアマネジャーや市町村、地域包括支援センターにご相談ください。ご自分で探したい場合は、インターネットで検索することもできます。

厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」

介護 公表

検索

クリック！



また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するのなら、実際に見学や体験利用をしてみることをおすすめします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。